

# 巻頭言

## 裁判員裁判に思うこと

財団法人 不動産適正取引推進機構

理事 村田 裕

8月にはいり裁判員裁判があいついで開かれ、いよいよ現実のものとなりました。審理開始から判決後における連日の報道は、これまでの刑事裁判には見られない過熱ぶりを示しています。国民のあいだでは、裁判員に選任されることに對し消極姿勢がめだちますが、実際の審理の状況や裁判員の体験内容がわかるにつれ、不安のなかにも裁判員の役割に対する関心が高まりつつあるようです。

これまで最高裁、法務省、弁護士会の関係機関は、裁判員の抱く疑問に對しいろいろな媒体をとおして解説に努め、映画やビデオ、あるいは模擬裁判により理解を得ようとしてきました。しかし、その内容は裁判員裁判の運用上の問題点や国民の不安・負担に對する現実的な観点からの説明が主で、なぜ裁判員として刑事裁判に参加するのか、制度の趣旨について国民の十分な理解が得られたようには思えません。

裁判員法第1条は、国民が裁判員として裁判に関与することが「司法に對する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」と規定していますが、立法過程を知らないとなんともわかりにくい内容です。このような表現にまとまるまでには、主権者である国民の司法参加のあり方に對する考え方や、職業裁判官のみで行われてきたこれまでの刑事裁判の実状に對する評価など基本的な点で意見の大きな隔たりがあり、激しい議論があったと指

摘されています。裁判員法の成立後も、批判的立場からの意見表明や、99%有罪率とか調書中心の審理などといった現状を改めるためには国民が参加するべきであるとか、司法をより開かれたものにし国民の理解や信頼を得るためなど、それぞれの立場からの説明がされてきました。

しかし、私は、裁判員として裁判に参加することの意義は、単に国民が裁判の実状を理解することや、国民の感覚や常識を裁判に活かすことだけではなく、主権者としての国民の立場から考えてみる必要があると思います。つまり国民一人ひとりが主権者として、自己の権利として積極的に刑事裁判に参加する意識をもつことが大事だと思うのです。裁判員裁判は、司法のほんの一部に国民参加の裁判として始まったばかりですし、今後もさまざまな運用上、制度上の問題が指摘されることは必至です。しかし、これを機会に、司法に對する国民参加の意義について理解を深め、参加する裁判の種類と範囲をひろげ、いずれは真の意味で国民自らの司法参加といえるような裁判制度に発展していくことを期待したいと思っています。そのためには、まず裁判員について、与えられた役割としてではなく、自分達の裁判に関与するのだとの意識が大事でしょう。国民自身による裁判の実現を待ちたいと思いますが、どうでしょうか。